

一般社団法人日本糖尿病・生活習慣病ヒューマンデータ学会 定款施行細則

(会員)

- 第1条 会員の入会を理事会が承認したときは、本学会からその旨を通知する。
- 第2条 会員は、毎年 1 か年分の会費を納入しなければならない。この法人の会費は次のとおりとする。
- 正会員：年額 7,000 円
- 学生会員：年額 2,000 円
- ※学生会員は学部、修士課程、博士課程の学生（但し、いずれの場合も同時に社会人でもある方は除く）
- 理事、監事、評議員：年額 10,000 円
- 賛助会員：年額 1 口 300,000 円とし、1 口以上

(評議員および評議員の任期)

- 第3条 評議員の総数は 50 名以内とする。
- 2 理事、監事は評議員を兼ねることはできない。
- 3 特別会員は評議員を兼ねることはできない。
- 4 評議員の任期は、就任日から 4 年後の社員総会終了時までとする。
- 5 補欠または増員として選任された評議員の任期は、前任者または現任者の任期が満了する時までとする。

(評議員の選出方法)

- 第4条 評議員は正会員の中から理事又は評議員 1 名以上が推薦し、理事会の承認を得て代表理事が任命する。

(評議員会)

- 第5条 評議員会は毎年 1 回代表理事が招集する。ただし、評議員現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集の請求のあったときは、その請求のあった日から 30 日以内にこれを招集しなければならない。
- 2 評議員会の招集は、少なくとも 15 日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

(評議員会の決議)

第6条 評議員会は評議員現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することはできない。ただし、あらかじめ意志を表示した者および他の評議員を代理人として表決を委任した者は出席とみなす。

2 評議員会の議事は出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(年次学術集会)

第7条 この法人は年次学術集会を会長主宰のもと毎年1回開催する。

2 年次学術集会は原則として別途定められた運営規程に基づき運営を行うものとする。

(事務局業務)

第8条 この法人は本部事務局の業務を株式会社ソウブン・ドットコムに委託し、所在地も株式会社ソウブン・ドットコム内とする。

2 業務委託に関する契約は別に定めるものとする。

(変更等)

第9条 この定款施行細則は理事会の決議により変更できる。代表理事は変更を評議員会、社員総会にて報告する。

(付則)

本細則は2024年12月21日より施行する

2025年12月13日改訂（第8条変更）